令和6年度

水質検査計画

金山町環境整備課

水質検査計画について

「水質検査計画」は、お客様に安全で良質な水道水をご利用いただくために、金山町環境整備課が実施する水道水の水質検査を行う場所、検査項目、検査回数等について定め作成したものです。これは、水道法施行規則の改正(平成16年4月1日施行)に伴い水質検査計画の策定が義務づけられたことから、この法律に沿って水質検査計画を策定、公表するものです。また、水質検査の結果及びお客様の意見等を踏まえ、毎年度見直しをしながらより安全で良質な水道水の供給に努めます。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 採水場所
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の公表
- 9 関係者との連携
- 10 水質基準(51項目)以外の検査

1 基本方針

(1) 検査地点

水質基準が適応される給水栓(蛇口)と有屋水源地とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び当町が独自に行う項目とします。 有屋水源地については予備水源として原水の水質検査のみを行います。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果等に基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1)

(2) 給水状況(令和4年度「水道統計」より)

① 給水人口

4,901人

② 給水戸数

1,695戸

③ 普及率(対人口)

98.9%

④ 計画一日最大給水量

3, 350 m³

⑤ 年間給水量

 $456,000\,\mathrm{m}^3$

⑥ 一日最大給水量

1, 539 m³

⑦ 一日平均給水量

 $1, 249 \,\mathrm{m}^3$

⑧ 一人一日最大給水量

3 1 4 0

(2) 水源の名称及び浄水方法

水源地名	水源種別	配水能力	浄 水 方 法	備 考
有屋水源地	地下水	980 m³/日	消毒のみ	予備水源
羽場配水池	ダム放流水	2,370 m³/日	急速濾過	最上広域水道から受水

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

羽場配水区に加え、平成21年3月から有屋水源給水区域にも山形県企業局金山浄水場にて 浄水された水を受水しております。また、有屋水源は浅井戸で、現在までの水質はおおむね良好な 状態であり、浄水については水質基準を大幅に下回っており、安全で良好な水であるといえます。 周辺には、工場や産業廃棄物処理場等もなく、集落排水処理施設も整備されている状況にあります が、現在は予備水源として活用しています。

(1) 原水の水質状況

有屋水源地の水質状況(平成26年度から令和5年度まで過去10年間の最高値は下記のとおりです。

番号	定期検査項目	基準値(mg/L)	過去10年間 (H26~R5)の最大値	備考
1	一般細菌	100個/ml	4,600	
2	大腸菌(注c)	不検出	検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	< 0.001	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	< 0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	< 0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.002	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	< 0.001	
8	六価クロム化合物	0.02以下	< 0.005	R2.4基準値変更0.05→0.02以
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.006	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	
	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	
-	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	
-	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	
	1・4-ジオキサン	0.05以下	< 0.005	
	シス1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2ジクロロエチレン	0.4以下	<0.003	
	ジクロロメタン	0.02以下	<0.004	
	テトラクロロエチレン	0.02以下	<0.002	
	トリクロロエチレン	0.01以下		
	ベンゼン		< 0.003	
	塩素酸	0.01以下	< 0.001	
	クロロ酢酸	0.6以下		
		0.02以下		
	クロロホルム	0.06以下		
	ジブロロ酢酸	0.03以下		
	ジブロモクロロメタン	0.1以下	=	
_	臭素酸	0.01以下		
	総トリハロメタン	0.1以下	-	
	トリクロロ酢酸	0.03以下		
-	ブロモジクロロメタン	0.03以下		
\rightarrow	ブロモホルム	0.09以下	944	
\rightarrow	ホルムアルデヒド	0.08以下	***	
$\overline{}$	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.04	
	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.14	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.72	
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.03	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.2	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.047	
38	塩化物イオン	200以下	9.3	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	21	
	蒸発残留物	500以下	53	
	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	
	ジェオスミン(注a)	0.00001以下	<0.000001	V
	2-メチルイソボルネオール(注a)	0.00001以下	<0.000001	
	非イオン界面活性剤	0.02以下	< 0.005	
	フェノール類	0.005以下	<0.005	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)(注b)	3以下	0.8	
	ph值	5.8~8.6	7.1	
48		異常でない	異常なし	
	臭気	異常でない		
	色度		異常なし	
-	当度 蜀度	5度以下	12	
	^{園良} 『成16年4月1日現在、現存する水道施記	2度以下	1.8	1

⁽注a)平成16年4月1日現在、現存する水道施設については、平成19年3月31日までの間の基準値は0.00002mg/l。 (注b)平成17年3月31日までの間は、項目を有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)とし、その基準値は10mg/l。

⁽注c)平成15年度までは大腸菌群を検査。

(2) 浄水の水質状況

各水源地でとの海水の水質(温去10年間の最大値)は下記のとおりです

野号	定期検査項目	基準値(mg/L)	過去10年間 (H26~R5)の最大値					
		基于IE(IIIg/ L/	有屋水源地系統(※注c)	羽場配水池系統				
1	MATERIAL ELE	100個/ml	6	0				
	大腸菌	不検出	不検出	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	S=2	<0.001				
	水銀及びその化合物	0.0005以下	-	<0.00005				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	=:	<0.001				
	鉛及びその化合物	0.01以下	: - /	0.001				
	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001				
	六価クロム化合物	0.02以下	:==1	<0.005				
	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.008	<0.007				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	:=:	<0.001				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3=3	0.2				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	948	<0.08				
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	3-2	<0.1				
14	四塩化炭素	0.002以下		<0.0002				
	1・4-ジオキサン	0.05以下	_	<0.005				
	シス1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2ジクロロエチレン	0.4以下	_	<0.003				
	ジクロロメタン	0.02以下		<0.004				
	テトラクロロエチレン	0.01以下		<0.001				
	トリクロロエチレン	0.01以下		<0.001				
	ベンゼン	0.01以下		<0.001				
	塩素酸	0.6以下	2	0.35				
	クロロ酢酸	0.02以下						
	クロロホルム	0.06以下		<0.002				
	ジクロロ酢酸	0.03以下	_	0.06				
	ジブロモクロロメタン	0.03以下		0.017				
	臭素酸	0.01以下		0.003				
	総トリハロメタン			<0.001				
	トリクロロ酢酸	0.1以下	-	0.065				
	ブロモジクロロメタン	0.03以下	_	0.036				
	ブロモホルム	0.03以下		0.082				
	ホルムアルデヒド	0.09以下		<0.001				
	亜鉛及びその化合物	0.08以下	-	<0.008				
		1.0以下	-	<0.01				
	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		0.08				
	鉄及びその化合物	0.3以下	::=::	<0.03				
30 1	嗣及びその化合物	1.0以下	=	0.02				
	ナトリウム及びその化合物	200以下	1==	6.6				
	マンガン及びその化合物	0.05以下	-	0.005				
	塩化物イオン	200以下	120	11				
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	-	20				
	蒸発残留物	500以下	-	69				
	雲イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02				
	ジェオスミン(注a)	0.00001以下	-	0.000002				
	!-メチルイソボルネオール(注a)	0.00001以下		0.000003				
$\overline{}$	ドイオン界面活性剤 コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.02以下	7 <u>—</u> 0	<0.005				
	フェノール類	0.005以下	-	<0.0005				
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)(注b)	3以下	2.1	0.8				
47 p		5.8~8.6	8.1	8.9				
48 B		異常でない	異常なし	異常なし				
49 身	灵気	異常でない	異常なし	異常なし				
50 色	色度	5度以下	2.7	1				
51 湄		2度以下	4	<0.2				
色			7	\0.2				
	買り							

⁽注a)平成16年4月1日現在、現存する水道施設については、平成19年3月31日までの間の基準値は0.00002mg/l。 (注b)平成17年3月31日までの間は、項目を有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)とし、その基準値は10mg/l。 (注c)有屋水源地浄水はR2より実施していないためR1までの最大値。

4 採水箇所

採水は給水栓(蛇口)で行います。

下野明地区及び有屋水源地に採水場所を設けました。



5 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は下記の表に示すとおりです。

(1) 給水

2 大勝曹	番号	定期検査項目	省略可否		実施検査 頻度	設 定 理 由
2 大馬蘭 3	1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
3 かたらウム及びその化合物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 5 セレン及びその化合物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 7 ヒ素及びその化合物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 7 ヒ素及びその化合物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 9 亜耐酸窒素 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 10 ジアル化物付と及び塩化シア × 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 10 ジアル化物付と及び塩化シア × 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 11 対抗機能変素 ○ 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 11 対抗性が及び塩化シアシ ○ 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			×	1回/月		
4 水殻及びその化合物	3	カドミウム及びその化合物	0			
5 セレン及しその化合物	4	水銀及びその化合物	0			
6 鈴及びその任合物 ○ 1回/3月 1回/3年 過去の接着菓が基準値の1/10以下の 1 と素及びその任合物 ○ 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の 1 回/3月 1 回/3月 2 個形可項目 2 回の計能 × 1 回/3月 1 回/3月 2 個形可項目 2 回の計能 × 1 回/3月 1 回/3月 2 個形可項目 2 個別 1 回/3月 2 個別 1 回/3年 2 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 2 Mm 2 M	5	セレン及びその化合物				
7 上来及びその化合物	6	鉛及びその化合物				
8 大倫						
9 単純酸態窒素						過去の検査結果が基準値の1/10以下のため
10 アン化物イン及び塩化ンアン 1回/3月 1回/3月 26略不可項目 27素 及びその相信動物 0 1回/3月 1回/3年 25の検査結果が基準値の1/10以下の 1回/3月 1回/3月 25の検査結果が基準値の1/10以下の 1回/3月 1回/3月 25の検査結果が基準値の1/10以下の 25の中が						
11 開機態窒素及び亜硝酸態窒素						
12 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
13 小少素及びその化合物						週去の検査和未が基準値の1/10以下のため
14 四塩化炭素						
15 1-4-ジオキサン						
16 スパーシックのロエチル及びトラス・1・2ックのロエナン						
17 シウロロメチン						
18						
19 リクロロエチレン						
20 ペンゼン						
21 塩素酸						
22 プロロ酢酸 X 1回/3月 1回/3月 1回/3月 1回/3月 1回/3月 20 20 20 20 20 20 20 2						
3 プロロボルム X 1回/3月 1回/3日 10/3月 1回/3日 10/3年 10/3日 1			×	1回/3月		省略不可項目
24 ジクロロ酢酸			×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
24 シクロロ酢酸 × 1回/3月 1回/3月 省略不可項目 25 シブロモクロロメタン × 1回/3月 1回/3月 名略不可項目 26 臭素酸 × 1回/3月 1回/3月 名略不可項目 27 総トリハロメタン × 1回/3月 1回/3月 名略不可項目 28 トリクロロ酢酸 × 1回/3月 1回/3月 名略不可項目 28 トリクロロがタン × 1回/3月 1回/3月 名略不可項目 28 アロエジクロロメタン × 1回/3月 1回/3月 名略不可項目 28 アロモジクロロメタン × 1回/3月 1回/3月 名略不可項目 28 平成人 29 平成人 × 1回/3月 1回/3月 28 来の検査結果が基準値の1/10以下のが 28 乗びその化合物 0 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 27 27 27 27 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28			×	1回/3月	1回/3月	
25 ジブロモクロロメタン ※ 1回/3月 1回/3月 省略不可項目 名略不可項目 名称不可项目 名称 金数の検査結果が基準値の1/10以下の7。 名称 金数の検査結果が基準値の1/10以下の7。 名称 名称 名称 名称 名称 名称 名称 名			×	1回/3月		
26 果素酸	25	ジブロモクロロメタン	×			
27 総トリハロメタン ※ 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年	26	臭素酸	×			
28 トリクロロ酢酸	27	総トリハロメタン	×			
29 プロモジクロロメタン 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 1回/3年 1回/3年 1回/3年 10月/3日 1回/3年 10月/3日 1回/3年 10月/3日 10月			×			
30 プロモホルム X						
オルムアルデヒド X 1回/3月 1回/3月 1回/3月 1回/3月 32 亜鉛及びその化合物 O 1回/3月 1回/3月 過去の検査結果が基準値の1/10以下のた 33 アルミーウム及びその化合物 O 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のた 34 鉄及びその化合物 O 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のた 35 銅及びその化合物 O 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 36 ナトリウム及びその化合物 O 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 37 マンガン及びその化合物 O 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 38 塩化物イオン X 1回/月 1回/月 省略不可項目 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 1回/4日 1回/4日						
32 亜鉛及びその化合物						
33 アルミニウム及びその化合物						温土の松木は田が甘港店の1/10円である。
34 鉄及びその化合物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の736 卸及びその化合物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の737 マンガン及びその化合物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の737 マンガン及びその化合物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の738 塩化物イオン × 1回/月 1回/月 省略不可項目 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の740 蒸発残留物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の740 蒸発残留物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の741 陰イオン界面活性剤 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下の752 過去の検査結果が基準値の1/10以下の752 過去の検査結果が基準値の1/10以下の752 過去の検査結果が基準値の1/10以下の752 過去の検査結果が基準値の1/10以下の752 過去の検査結果が基準値の1/10以下の752 過去の検査結果が基準値の1/10以下の752 過去の検査結果が基準値の1/2以下の752 過去の検査結果が基準値の1/10以下の752 過去の検査を対象を表面に対するは101 は 1回/月						過去の検査和米が基準値の1/10以下のため
35 銅及びその化合物						
36 ナトリウム及びその化合物						
37 マンガン及びその化合物						
38 塩化物イオン 1回/月 1回/月 1回/月 3略不可項目 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/年 原因藻類 発生時期に 月に1回以上 1回/年 原因藻類が発生しないため 1回/3月 1回/年 原因藻類が発生しないため 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/2以下のた 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/2以下のた 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 10月 1回/月 省略不可項目 48 味 1回/月 1回/月 省略不可項目 49 臭気 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 49 臭気 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 51 1回/日 1回/日 省略不可項目 51 3回/日 1回/日 3年不可項目 3年本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の	37	フンボン及びその化合物				
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)						
40 蒸発残留物 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のが 原因藻類 発生時期に 月に1回以上 1回/年 原因藻類が発生しないため 第生時期に 月に1回以上 1回/年 原因藻類が発生しないため 第生時期に 月に1回以上 1回/年 原因藻類が発生しないため 1回/年 原因藻類が発生しないため 1回/年 原因藻類が発生しないため 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/2以下のた 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/2以下のた 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のた 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のた 1回/月 1回/月 省略不可項目 1回/月 省略不可項目 1回/月 1回/月 省略不可項目						
41 陰イオン界面活性剤						
42 ジェオスミン(注a)						
42 ジェオスミン(注a)	4111	展1オン界面活性剤	0	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/10以下のため
43 2-メチルイソボルネオール(注a)	42 3	ジェオスミン(注a)		発生時期に	1回/年	原因藻類が発生しないため
45 フェノール類 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のた 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)(注b) × 1回/月 1回/月 省略不可項目 47 ph値 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 48 味 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 49 臭気 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 色 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 濁り × 1回/日 1回/日 省略不可項目 濁り × 1回/日 1回/日 省略不可項目			0	発生時期に	1回/年	原因藻類が発生しないため
45 フェノール類 〇 1回/3月 1回/3年 過去の検査結果が基準値の1/10以下のた名 1回/月 1回/月 省略不可項目 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)(注b) × 1回/月 1回/月 省略不可項目 47 ph値 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 48 味 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 49 臭気 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 色 × 1回/月 1回/日 省略不可項目 週/月 1回/日 省略不可項目 本 1回/日 1回/日 省略不可項目 本 1回/日 1回/日 省略不可項目 本 1回/日 1回/日 省略不可項目			0	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/2以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)(注b) × 1回/月 1回/月 省略不可項目 47 ph値 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 48 味 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 49 臭気 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 色 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 週り × 1回/日 1回/日 省略不可項目			0	1回/3月	1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/10以下のため
47 ph值 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 48 味 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 49 臭気 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 色 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 週り × 1回/日 1回/日 省略不可項目 週り × 1回/日 省略不可項目			×	1回/月	1回/月	
48 味 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 49 臭気 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 色 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 濁り × 1回/日 1回/日 省略不可項目			×	1回/月		
49 臭気 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/月 省略不可項目 色 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 濁り × 1回/日 1回/日 省略不可項目			×			
50 色度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 51 濁度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 色 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 濁り × 1回/日 1回/日 省略不可項目	49 身	皂気	×			
51 濁度 × 1回/月 1回/月 省略不可項目 色 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 濁り × 1回/日 1回/日 省略不可項目			-			
色 × 1回/日 1回/日 省略不可項目 濁り × 1回/日 1回/日 省略不可項目			_			
濁り × 1回/日 1回/日 省略不可項目						Community in Community and a property of the community of
W = 0 12 m 1 m 2 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1 m 1						
1/0 용상/소용자(木 시 101/년 101/년 1288(本計16년		消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

(注a)平成16年4月1日現在、現存する水道施設については、平成19年3月31日までの間の基準値は0.00002mg/l。 (注b)平成17年3月31日までの間は、項目を有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)とし、その基準値は10mg/l。

令和6年度 水質検査計画

(1) 下野明計量室(浄水)

番号	定期検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大腸菌(注c)	0	0	0	0	0	0	0	ō	ŏ	ŏ	10	10
3	カドミウム及びその化合物									Ŭ	-	Ŭ	<u> </u>
	水銀及びその化合物												
	セレン及びその化合物												
	鉛及びその化合物												
	ヒ素及びその化合物												
	六価クロム化合物												
	亜硝酸態窒素												
	シアン化物イオン及び塩化シアン			0			0			0			0
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素												
	フッ素及びその化合物												
	ホウ素及びその化合物						ii.						
	四塩化炭素												
	1・4-ジオキサン												
	シス1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2ジクロロエチレン												
	ジクロロメタン												
	テトラクロロエチレン												
	トリクロロエチレン												
	ベンゼン												
	塩素酸			0			0			0			0
	クロロ酢酸			0			0			0			0
23	クロロホルム			0			0			0			0
	ジクロロ酢酸			0			0			0			0
	ジブロモクロロメタン			0			0			0			0
	臭素酸 総トリハロメタン			0			0			0			0
		_		0			0			0			0
	トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン			0			0			0			0
	ブロモホルム			0			0			0			0
	ホルムアルデヒド			0	-		0			0			0
	亜鉛及びその化合物	-		0			0			0			0
	アルミニウム及びその化合物												
3/1	鉄及びその化合物			0			0			0			0
	銅及びその化合物												
36	ナトリウム及びその化合物									\rightarrow			
37	マンガン及びその化合物						_				_		
	塩化物イオン		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	_			\rightarrow	\rightarrow			
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	蒸発残留物												
	ペース 単物	-	-										
	会「カンが国力」注列	-								_			
42	ジェオスミン(注a)						_						
72	ノエガスミン(注a)						0		- 1		- 1	- 1	
-													
13/2	?−メチルイソボルネオール(注a)												
40/2	・メブルイブボルネオール(注a)			- 1			0			- 1			
44	非イオン界面活性剤	-		- 1					-				
	フェノール類								_				
	方式/一ル規 有機物(全有機炭素(TOC)の量)(注b)	0	0	0	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	_
47 p		8	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
48 4		 	0	8			0	0	0	0	0	0	0
49 4		8	8		0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 1		8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
51 3		$\frac{\partial}{\partial t}$	8	0	0	0	0	0	0	0	9	읒	0
	NTU濁度	9	U	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10 周 度 指標菌検査	-											
13	日本田代里	9	9	22	9	9	24	9	9	22	9	9	22

(2) 有屋水源池(原水)

※原水は9月に原水全項目検査と水質管理目標設定項目の一部を実施 ※浄水は臨時検査

	定期検査項目	Г	1	6月	7月	8月	9月			T	T	T	本四門	
番号		4月	5月						10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	nn. 4m ★≒					_	浄水	原水						
	一般細菌	-						0						
	大腸菌(注c)		-	-				0					-	
	カドミウム及びその化合物	-	-					0	-2-					
	水銀及びその化合物		-					0						
	セレン及びその化合物							0						
	鉛及びその化合物							0						
	ヒ素及びその化合物							0						
	六価クロム化合物							0						
	亜硝酸態窒素							0						
	シアン化物イオン及び塩化シアン							0						
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				1.0			0						
	フッ素及びその化合物							0						
	ホウ素及びその化合物							0				-		
	四塩化炭素							0						
	1・4-ジオキサン							0						
	シス1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2ジクロロエチレン							0						
	ジクロロメタン							0						
	テトラクロロエチレン							0						
	トリクロロエチレン						10	0						
	ベンゼン							0	-					
	塩素酸						L							
	クロロ酢酸							-						
	クロロホルム													
	ジクロロ酢酸							-						
	ジブロモクロロメタン							-						λ.
	臭素酸							-						
	総トリハロメタン													
	トリクロロ酢酸													
29	ブロモジクロロメタン													
	ブロモホルム							#: I						
	ホルムアルデヒド		17					-9.						
	亜鉛及びその化合物							0						
	アルミニウム及びその化合物							0						
	鉄及びその化合物							0						
	銅及びその化合物							0						
36	ナトリウム及びその化合物							0						
	マンガン及びその化合物							0						
	塩化物イオン							0						
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)							0						
	蒸発残留物							0						
41	陰イオン界面活性剤							0						
42	ジェオスミン(注a)							0						- 1
								_						- 1
	· ·						-	_		-				-
43	2-メチルイソボルネオール(注a)							0						
								٦						
44	非イオン界面活性剤						_	0	-		-+		_	
	フェノール類							ŏ		- 1	-			
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)(注b)							ŏ		-	-		-	
	ph值							ŏ			-			
48								1=1		-			_	
	臭気							0	-	_				
	色度						_	0	+					
	蜀度						-	 	\rightarrow	_	-			
	NTU濁度		— <u>-</u>			-	\rightarrow	<u> </u>	_	-				
	指標菌検査(原水・毎月検査)	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	- 		-	<u> </u>	-		$\overline{}$	\rightarrow	-
	マルフルオロオクダンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)							0						
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2													

6 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号) の規定に基づく検査方法により行います。

なお、水質検査の委託先は水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関とします。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に、水質基準項目等の必要な事項について行います。

- (1) 最上広域水道で水質異常等による減・断水が発生し、給水再開が見込めず、予備水源地の 浄水を給水するとき
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行しているとき
- (3) 配水管の大規模工事及び水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (4) その他特に必要があると認められたとき

8 水質検査の公表

水質検査計画は町民に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年作成します。また検査結果については、環境整備課において閲覧できます。

9 関係者との連携

水質事故が発生した場合には、最上総合支庁保健企画課生活衛生室(最上保健所)及び山形 県企業局最上電気水道事務所等と連携して万全の対策を講じ、供給する水道水の安全を確保す ると共に、必要に応じて状況や対応策などを速やかにお客様にお知らせいたします。

10 水質基準(51項目)以外の検査

放射性物質

金山町では最上広域水道から100%受水しているため、放射性物質については最上電気水 道事務所で行なっている検査結果と同じ数値を採用します。

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)

水質管理目標設定項目であるPFOS及びPFOAの浄水検査は最上広域水道から受水しているため、最上電気水道事務所で行っている検査結果と同じ数値を採用します。

予備水源地については最上広域水道が長期間断水する場合等非常時に活用する施設ですが、 原水の水質把握のため年1回検査を行います。